

チェックシートC
(電気炉等を用いた焼却施設用)

①処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第3号イ）

	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³
	t・m ³

②廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第3号ロ(2)）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

③集じん器内に流入するガスの温度（集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第3号ロ(3)）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

④煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第3号ロ(5)）

当該測定に係る排ガスを採取した位置	
当該測定に係る排ガスを採取した年月日	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

⑤排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去した年月日（規則第4条の5第1項第3号ロ(4)）

--